

農畜産経営における出資型株式等会社法人の形成・展開要因分析の研究

Research of formation deployment attribution analyses in agricultural stock raising management, such as invested type incorporated company and a limited company



市川 治

酪農学園大学酪農学部教授

I 研究目的と方法

1962年に農業生産法人制度が制定され40年余を経過した現在、新基本法・基本計画のもと農業生産法人の増大傾向がみられる。その法人の増加とは、従来の1戸1法人、数戸1法人や営農集団法人に加え、民間企業等の出資型株式等会社法人の形成・展開であり、集落の大半の農家が出資しての集落営農型法人・特定農業法人（地域連携型法人）の形成である。この拡大の経営経済的な要因を解明することは、緊急の課題である。このような認識から本研究では、今日の品目横断的農業経営所得安定対策の対象担い手として注目される農業生産法人としての民間企業等出資型株式等会社法人と集落営農型会社等法人、さらに農地や農作業を受託し経営展開する農業支援組織型会社法人の展開・存続要因を明確にすることが研究目的である。

上記のような研究目的の解明のために、既存の統計や諸論文・報告書をもとに最近の法人形成の状況把握を行う。そして今日増大が著しい民間企業、行政・農協等の出資法人と関連する株式会社法人、地域農業支援組織の会社法人、さらに集落・地域ぐるみの集落営農型会社法人（特定農業法人）の3ジャンルの優良事例を対象に経営部門把握と経営・財務分析、経営市場戦略分析、担い手従業員・労働者の労働等の諸条件分析、及び今後の経営展開の意向分析を行う。具体的な対象優良事例は、①民間企業等の出資型株式等会社法人の例、(有)ワタミファーム（有機農業・酪農）、五大農園（株）（野菜・畑作・加工）、②集落営農型法人・特定農業法人の例、(有)粒里（米・野菜経営）、③農業支援組織型法人・地域連携型法人の例、(有)メロディーファーム（畑作等生産・支援法人）である。

II 民間企業等の農業・畜産・酪農への参入の特徴と課題

1 民間企業の出資型会社法人の特徴

2001年の改正によって株式の譲渡制限があるとはいえ、農業生産法人に株式会社の参入を追加するという、新たな「規制緩和」が行われ、株式会社の参入が初めて容認され、急速に拡大している。また、これとも関連する民間会社等からの出資型株式等会社法人も拡大している。これを統計から推計すると、全国の農業生産法人は約7,000、うち北海道は2,072である。また、民間企業等の出資型株式等の会社法人は、推計では18%ほどであるといわれる。しかし、2004年では株式会社70～86（05年119、06年180）、うち民間企業の出資型法人が11～16である。北海道では株式会社法人は12法人（05年13、06年21）で民間企業等の出資型法人が5つである。このほか、民間企業等が有限会社と農事組合法人等に出資したものが80法人ほどであるとみられる（現在は道内の民間等出資型法人が44法人）。これから推計すると、民間企業等の農業・酪農への出資参入は、それほど容易ではないと考えられる。そして、農業・酪農への参入法人の特徴は、「規制緩和の主な点は、事業要件では、事業のうち農業が主であれば、自由に他の事業の兼営や、構成員に地方公共団体や法人に物資の供給又は役務の提供を行うことを可能にしたことである」。つまり、一般企業と同じように、農業が軸であれば、多角経営ができ、ほとんどの業種を行うことができるのである。この形成法人の主な特徴は、農産物の食材提供会社などが食材を生産供給するためのものや、農作業の受託、加工品の販売・製造しているもの、さらに直接農業・畜産経営へ参入するものや、レストラン経営を行うものなどである。この他、株式会社以外にも農協等が出資する有限会

社法人も増加している。これらは、農地の保全や有効活用、農作業の受託をすることや、農産物直売や加工製造販売を拡大するものなど、付加価値生産の展開や地域農業を支えているものである。

規制緩和は、さらに2003年構造改革特別区・農業特区を設置し、農業生産法人以外の株式等会社法人が農地を借地し、農業経営が可能になるというところまで進むのである。ここでは、食品会社や外食産業・レストラン経営の民間会社や、土木建設会社、運輸会社等が地方自治体等から農地を借りて農業経営を実現している。この経営はすべて上手く行っているわけではない。即ち、農業は儲け^{すなわ}けだけでは割り切れないし、効率優先の企業は、土地利用型農業・酪農を行うことには適していないというような意見がある。このような意見があり、課題もあるが、出資型農業生産法人は着実に増加している。その形成・展開要因について、実態調査から詳細に分析することにする。

2 民間会社等の出資参入の事例と問題

(1) 民間企業の農業・畜産への出資参入事例の特徴・株式等会社法人

民間会社などが農業・畜産へ出資参入している法人の例は、2005年現在道内株式会社で6例あり、有限会社法人でも38事例がみられる。これらの例を中心に今後の展開方向を検討する(表1)。

民間企業、特に土木建設業者や運輸業者が農業・畜産に参入する例が幾つか見られる。その参入の最大の理由は、土木建設事業や運輸業が不況で仕事が

ない。あるいは、不況で仕事がなくなると予測されるからである。第二に、畜産・酪農という点では、農業のなかで、酪農が一番収益が高いと考えられ、しかも安定していること、即ち酪農が地域の自然条件にも最も適している。さらに、第三に土建関係の資材や機械等が利用でき、施設建設も自力でできることなどである。例えば、畜産・酪農の例では、ある会社の人があるには「酪農をしたい」として、規模拡大をした。頭数拡大が比較的容易で規模の経済が発揮しやすいとしている。こうして、搾乳牛が470頭になっている例もある。しかし、このように畜産・酪農に参入するには、前提条件が必要である。T牧場の例では、社長は「将来を見越して資金に余力がある間に酪農を開始した」。また、M工業の社長は、「バブル経済の余力を残す十数年前から土地を買い求めていた」。というのは、まだ土建業等が順調で金に余裕のあるうちに他業種を考えたというのである。それは、畜産・酪農には多額な投資を必要としていると考えているからである。

(2) 構造改革特区内酪農・畑作への民間会社の出資参入—有限会社ワタミの事例—(表2参照)

北海道の瀬棚町に出資参入した大手居酒屋チェーンワタミの系列株式会社・ワタミファームが会社として農業に参入し、有限会社ワタミとして有機野菜生産や有機酪農を行っている。参加農家及び周囲の賛同者を巻き込み、生産から販売(牛乳は地域の加工センターを使用し、加工品は参入親企業が引き受ける)まで考えた営農・生産・販売システムを実現している。参入企業が地域の農地の購入・借地をし、

表1 異業種・民間企業等の出資型法人の推移

	農業生産法人数		民間企業等出資型法人(全国)			民間企業等出資法人(道内)	
			株式会社	農協等の出資型 有限会社	農協等の出資型 農事組合法人	株式会社	農協等の出資型 有限会社
	全国	北海道	小計(酪農)	小計(酪農)	小計(酪農)	小計(酪農)	小計(酪農)
1995	4,150	1,559					
2000	5,889	1,794					
2002	6,547	1,888	17	55 (2)	9	6 (2)	
2003	6,953	1,978	56	70 (2)	10 (1)	8 (2)	
2004	7,050	2,072	86 <16> (3)			12 (2)	9 (1)
2005	7,904	2,182	119			13 (2)	
2006	8,412	2,289	180			21 <6> (2)	38 (2)

注1) 表は、異業種・民間企業等の出資型法人を推計したものの。2004年全国の法人数は推計値。

注2) 2000年の事業体等調査報告では、出資型法人は965あり、受け入れた株式会社法人811、有限会社法人154である。農協等出資型法人301、市町村出資型174であるという。

注3) 株式の〈 〉は、民間企業の出資型法人数。

表2 出資型農業生産法人の事例

道県名	北海道せたな町	北海道旧風連町
法人名	ワタミファーム (瀬棚農場)	五大農園
代表者名	武内 智	橋場利夫
設立年月日	2003.9	2003.1
法人組織	農業生産法人	農業生産法人
	有限会社	株式会社
役員数・従業員数	4名・不明	2名・5名
役員報酬	25万円	30万
出資金額(万円)	300万	1000万
経営面積	70ha	44ha
主な作目(ha)	・畑地15ha:大豆、 じゃがいも、レタス など ・酪農(搾乳)、採草 地37ha ・採卵鶏5千羽	・そば 14.5ha ・大豆 20.0ha ・アスパラ 3.6ha ・その他 5.9ha
売上高(万円)		4400万
販売目標	畑作部門:3千万円 酪農部門:3千万円 採卵鶏部門:2千万 円	収益性の高いものを 作付け、出来るだけ 収益をあげる。
担い手タイプ	従業員はワタミファ ームとして雇用 →農業生産法人へ派 遣 ・パート:30人程度	建設会社の社員が農 場に派遣されてる パート:50人程度
その他特徴	企業参入(ワタミ) 2004年農業特区申請 (3月認可) 有機酪農の実践… 2006年8月末有機J AS認可	企業参入(橋場建設) 農業経験なし 建設の廃材を再利用 した土改割を使用

資料:聞き取り調査及び資料より作成

地元の人を含めて農業従業者を雇用して経営を行っている(有機畑作・野菜・レタス・大根-15ha、売上2.7~3千万円、従業員3人、パート30人程度)。酪農においては、従来経営をしていた酪農家の農場を借地し、その酪農経営者を雇用し営農を行っている(西川氏の土地を町が借りて、ワタミがそれを借地、採草地38ha、放牧地17haとして使用している。乳牛65頭・搾乳牛35~36頭、乳量150トン、今年は200トン。1リットル150円で売上2250万円、従業員・西川氏、他手伝い程度)。このようにワタミでは地産地消の農畜産物づくりを行い、直接販売している。しかし、社長の話では、農業特区では儲けはないが、「農業界でただ名前がうれる」だけであり、酪農も儲かっていないという(調査では06年位から黒字になる予定である)。

(3)構造改革特区间酪農・畑作への民間会社の出資参入—五大農園株式会社の事例—(表2参照)

この法人は、2003年からスタートした橋場建設株式会社が主に出資する株式会社形態の農業生産法人である。道央の旧風連町(名寄市と合併)にあり、ハウストマトを中心に、カボチャ、アスパラ、最近(05・06年)ではハウスパプリカ、スイートコーン、ブロッコリー、大豆等を栽培する野菜・畑作大規模経営である。経営耕地は、約50haでほぼ3カ所に分かれている。ハウスは32棟あり、トマト、パプリカ等を栽培している。2003年の財務は、売上等の収益1870万円、当期純損失が約6800万円、そして2005年でも売上等の収益は5215万円と増加したものの、費用がかさみ、当期純損失は6597万円であり、この間の累積赤字は、実に24699万円に上っている。経営展開としては、非常に厳しいものである。だが、従業員は、橋場建設から6~7名、その他農繁期に10数名のパート雇用を地元より入れており、地域の雇用確保の役割を果たしている。すなわち、これを維持することが、橋場建設が出資参入した大きな要因である。しかし、経営的に厳しいがゆえに、当初の30数名のパート雇用も減少の^{たど}一途を辿っているようであり、今後の展開が今のままでは容易でないとされる(関連会社も今日では厳しい状況にあるようである)。

(4)地域連携型農業生産法人の展開と役割—栗山町・有限会社粒里—

有限会社法人粒里が設立されるに至った背景は、水田の単作地帯であった同地区において、米価の下落が農家の収益を圧迫するとともに、農地価格の下落が担保能力を引き下げて負債の負担を増やすという悪循環に陥っていたことにある。そこで大井分農事組合では1999年末頃から、農家の負債返済を円滑に進めるため、地域ぐるみで農地からの収益を安定化させるための方策が議論された。当初は機械利用組合の設立が検討されたが、生産コストを削減する方法としては限定的であるとの判断から、完全協業型の農業生産法人の設立を目指すこととなった。法人立ち上げの検討は各農家の経営内容の分析をふまえながら行われ、2000年11月における最終的な意思確認において参加の意思を示した8戸の農家により法人立ち上げが進められた。この結果、2001年3月に有限会社粒里が設立され、同年12月には集落内の

農地の大半を包含する特定農業法人の指定も受けている。

粒里における2001年から2006年にかけての作付けは、田畑合計90ha前後で推移している。作付品目別では、水稻作付が多く、次にコムギ、タマネギ、大豆等である。現在のところ、同法人は収益の善し悪しの差が激しく、近年の利益率でみれば、2005年が1%、2004年が10%と収益の安定化が課題となっている。参加農家の収益確保と地域農業の中心的な担い手の役割を継続して果たすためにも、より安定した経営発展が望まれる。今後の経営方向としては、規模よりも内部の効率化・生産効率の向上を優先したいとの意向を持っている。また、一部集落外の作業を受託もしているが、これについても収益の補完面よりも構成員の負担の方が大きいことから、各地域で粒里のような担い手を作って地域完結型の仕組みを作ってほしいと考えている。そのため、粒里が現時点で考える経営改善の方向は、一つは、圃場レベルでの作業効率の向上を目指す点である。二つ目は、機械作業のさらなる効率化である。三つ目には、作付品目の精査を挙げることである。作付けを重ねるにつれて採算性がよくない作物や、他の作物と作業ピークが重なる作物を整理しており、品目の集約化が進んでいる。また、栽培した作物を販売する際においても、口コミを中心とした消費者直売や流通業者との契約販売など独自の販売対応も積極的に行っている。現在粒里ではこれらの取り組みが複合的に進められており、徐々に効果が現れつつある。

(5) 農業支援組織法人—清水町・有限会社メロディーファームの事例—

清水町は1996年に策定した『清水町農業・農村活性化ビジョン』を通じて「農業生産支援組織の育成および条件整備に関わる支援策」を確立した。これは、作業受託や機械の共同利用に取り組む組織の設置を考えたもので、町内に13ある集落に1組織以上このような組織を設置したいと考えていた。しかし、設立された唯一のものが有限会社メロディーファームである。その抱える耕地面積は集落の全耕地面積の77.6%に相当する235.2haに及んでいる。うち73haが借入地となるが、その大部分は担い手の定着していない農地である。つまり法人は、これらを借入することで、

集落内の担い手のいない農地の受け皿機能を発揮している。また、法人は経営規模の拡大とともに、労働時間の短縮を実現してきた。即ち、1人当たり労働時間は、2003年以降は、同年に構成員の加入により作付面積が増加したにもかかわらず男女とも減少している。男性は3年間に181時間、女性は322時間も減少した。これは、面積規模が拡大するにつれて、利用する農地が集積・集団化されたために実現したものであると考えられる。つまり、集落内の農地の大半を利用することで、必然的に農地の集積・集団化も進行したのである。ただし、労働時間の減少は新たな課題を引き起こしている。それは、労働時間の減少とともに、役員報酬をそれに応じて減らすことができないという点である。現在、役員報酬は、役員、社員とも年間1人当たり一律600万円である。経営主である役員は、減少しているとはいえ、今なお年間1人当たり1,601時間労働している。しかし、その妻となる社員の年間1人当たり労働時間は566時間に過ぎない。よって、社員の報酬を時給換算すれば1万円以上になる。これではかなりの高給と言わざるを得ないという問題がある。

Ⅲ 今後の課題

1 対象優良事例の到達点と今後の課題

出資型株式会社等会社法人としては、二つの出資型農業生産法人・会社法人を検討した。結論としては、民間会社等の出資者の予想に反して、様々な要因から農業生産法人としての経営採算はとれていない。

表3 有限会社メロディーファームの損益計算書 単位：千円

		2000年	2002年	2004年
収入	畑作収入	133,082	154,510	206,311
	農作業受託収入	14,162	16,925	12,712
	営業外収益(補助金等)	11,592	14,394	11,018
	特別利益(固定資産売却等)	1,447	4,401	2,316
	計	160,283	190,230	232,354
支出	販売費および一般管理費	37,966	32,157	52,466
	当期農業収入原価	117,681	124,245	153,215
	営業外費用	2,072	2,124	4,149
	特別損失(固定資産圧縮損等)	-	-	-
	法人税等充当額	80	80	7,426
	計	157,799	158,606	217,256
当期収益	2,484	31,625	15,098	

注) 有限会社メロディーファーム資料を参考に井上氏が作成。

しかし、ワタミの有限会社は、会社全体からみれば、十分に予想された範囲であり、宣伝効果等を考えれば、居酒屋チェーンワタミ株式会社としては、経営的に展開できる可能な範囲といえることができるものとする。一方、五大農園は法人として経営的な努力をしているものの、作目選択、投資方法等、今のままでは経営採算が困難であり、早晚撤退を余儀なくされる可能性があると思われる。これまでの経営を適切に判断し、新たな展開が求められていると考える。また、集落営農法人・特定農業法人としては、有限会社法人粒里を検討したが、法人経営としては、現段階では経営採算がとれているが、大きな経営成果を挙げているとはいえない。さらに、農業支援組織・地域連携型法人として、清水町の有限会社メロディーファームを検討した。これは、1996年下佐幌・協和地区に所在する5戸の農家を構成員として、農家の労働力不足の解消、機械・施設に係る投資の軽減、負債の返済を果たすために設立された。今この法人は担い手不在農地の受け皿としての役割も果たしており、法人の耕地面積は設立当初185.1haであったが、2006年現在、集落内の耕地の77.6%・235.2haとなっている。経営規模が拡大するにつれて農地の集積が実現し、効率的な作業が行えるようになり、構成員の労働時間も減少した。最近では経常収支はもちろんのこと、営業外収益を除いても経営は黒字となっており、健全な経営が確立されていると言える。今後、品目横断的経営安定対策の影響により、農産物価格がさらに下落していく可能性がある。それに備え、役員報酬を適正な金額に変更する必要があると言える。しかし、それは構成員の減収となる。このジレンマを如何にして克服するかがこの法人の新たな課題となっている。

2 民間会社等の出資参入の意義と地域としての問題・課題

上記のように、それぞれ民間会社や農家などの出資型農業生産法人が一定の成果をあげ展開している。特に民間会社等の出資による農業生産法人の形成・展開が今日注目される。これには「規制緩和」が大きく関連している。即ち、規制緩和は地域の建設業や運輸業などが不況等により、仕事が不足しているという認識から、企業が農業・畜産へ出資参入できるためのものとして、農地法や法人制度の改正、

さらに構造改革農業特区の設置をもたらした。このような参入は、畜産・酪農等農業の担い手の拡大基盤を作り、農業生産の維持はもちろん、耕作放棄地や、未利用地の活用・保全や、地域の雇用の場の確保などにも役立っている。しかし、様々な問題点もある。特に、民間企業等の参入の場合には、それによるリスクを担保するものがなく、農業経営や草地の保全等の継続性が保証されていない。特区の場合には草地の利用権の設定による経営ということで問題点が少ないが、企業が直接参入しての農業生産法人は所有権も確保しているため、事業による「純利益・利潤」が確保されず、「撤収」する場合の放棄の責任が明確でないなどの問題がある。従って、企業の農業等への参入を一層容易に（「規制緩和」）しようとする動きがあるが、これには慎重に対処すべきである。企業（特に大手企業）であるがゆえに、地域の農家・酪農家や農業関係者側が考えているような、維持・保全や遊休・耕作放棄農地・草地のみを活用し、将来も安定的に農地・草地の活用・確保してくれるという保証はない。当然ながら「儲け」がなければ、いつでも「撤退」してしまう可能性がある。これらを考慮のうえ、日本の農地・草地を有効に活用した資源循環という観点から、農業・畜産等への民間企業等の出資・参入を考えていく必要がある。そのために関係機関・農業団体の適切な調整・支援が求められていると考える。

【付記】本稿は、農業研究センター仁平恒夫、北海道大学東山寛、北海道地域農業研究所井上誠司、酪農学園大学酪農学部吉岡徹との共同研究の成果を要約したものである。

profile

市川 治 いちかわ おさむ

1948年生まれ。新潟県長岡市寺泊町出身。'78年東京農工大学大学院農学研究科修士課程修了。'80年(財)農村開発企画委員会(協力)研究員、'89年酪農学園大学酪農学部助教授、'94年北海道大学博士(農学)、同年酪農学園大学酪農学部教授、2007年酪農学園大学大学院酪農学研究科長・現在に至る。日本農業経済学会理事、日本農業経営学会理事・常任理事、(財)北海道地域農業研究所幹事、北海道農村文化協会事務局長、農村振興アドバイザー(財)農村開発企画委員会)、循環型農業資源広域利用基盤整備事業推進調査検討委員(株式会社ドーコン道開発局委託)、北海道庁21世紀協業法人、及び農業生産法人育成指針検討委員(座長)などを歴任。